



平成 29 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 日本紙パルプ商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡辺 昭彦
(コード番号 8032 東証第一部)
問合せ先 上席執行役員 管理本部本部長
武井 康志
(TEL 03-3534-8522)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 155 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

業務執行取締役等でない取締役及びすべての監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるよう、現行定款第 29 条（社外取締役との責任限定契約）及び第 39 条（社外取締役との責任限定契約）に所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第 29 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第 29 条（<u>社外取締役</u>との責任限定契約） 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>第 29 条（<u>取締役</u>との責任限定契約） 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役</u>（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>
<p>第 39 条（<u>社外監査役</u>との責任限定契約） 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>第 39 条（<u>監査役</u>との責任限定契約） 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>

(3) 日程

平成 29 年 6 月 28 日 第 155 回定時株主総会 (予定)

平成 29 年 6 月 28 日 定款変更の効力発生日 (予定)

以上